

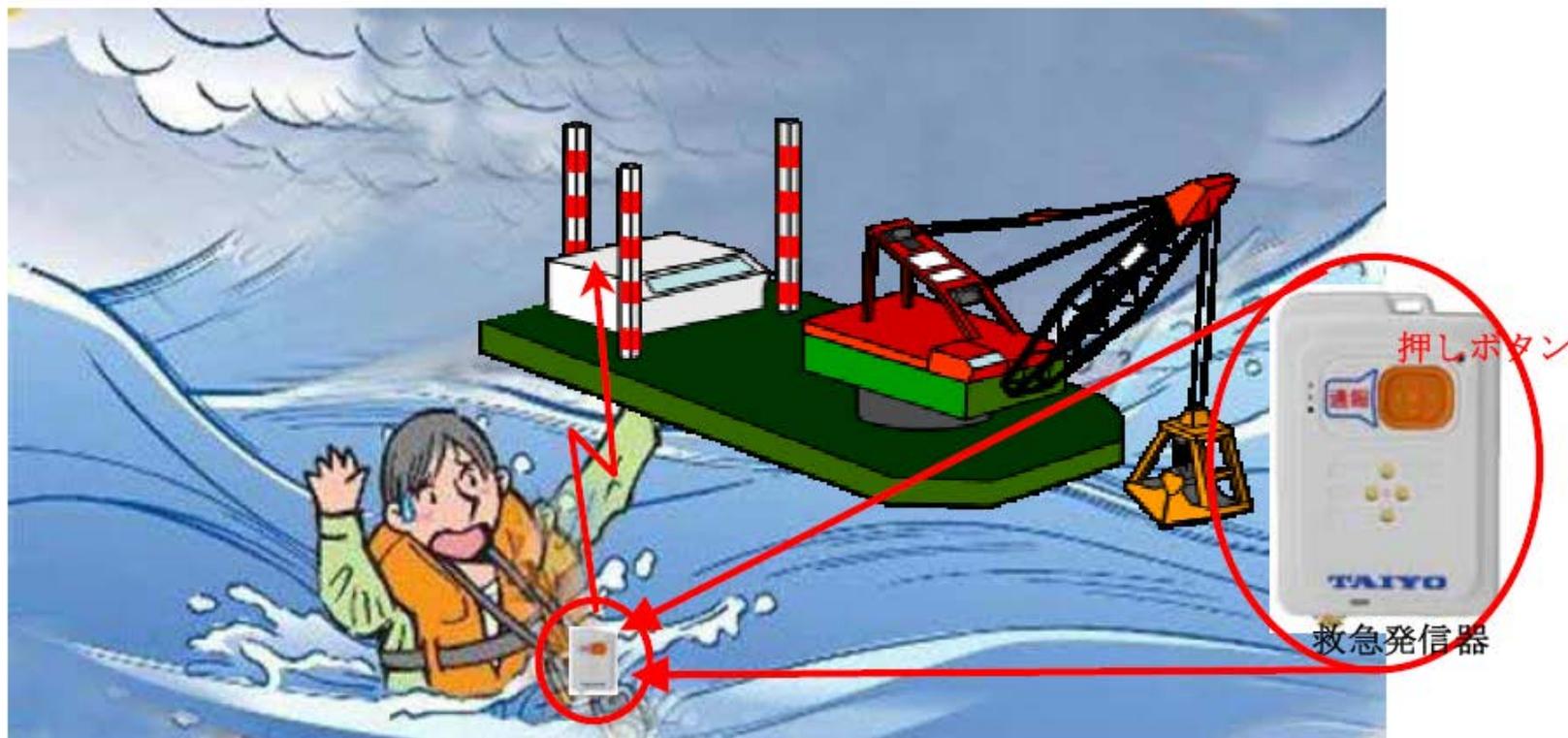
TAIYO

作業船転落事故救急支援システム

OKES

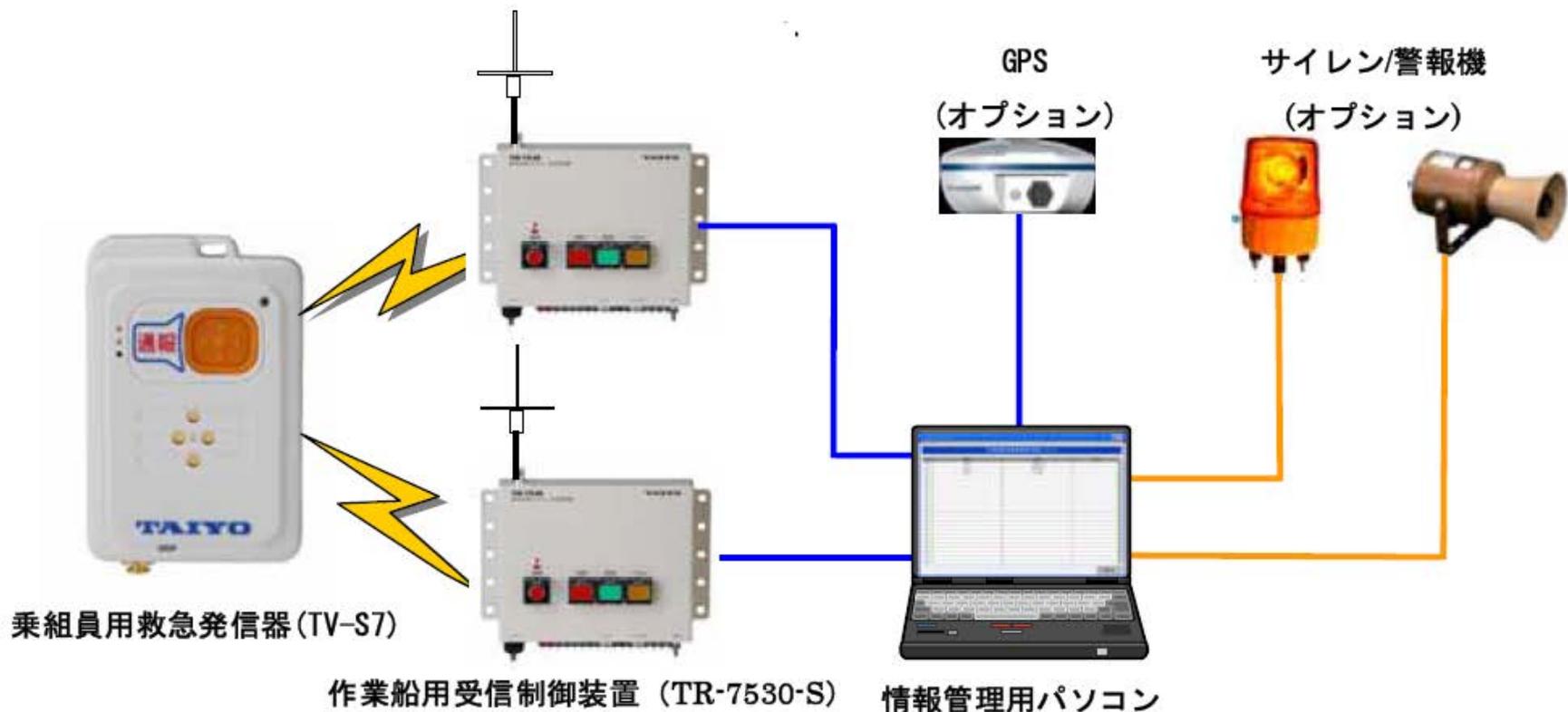
作業員の生命を守る

乗組員の海中転落・不慮の事故発生を即座に無線で通報



救急発信器を携帯した作業員が転落着水すると緊急電波を自動発信（押しボタン操作）で作業船の警報装置で警報音や緊急回転灯が点滅通報。又作業員の不慮の事故発生時も手動で通報可

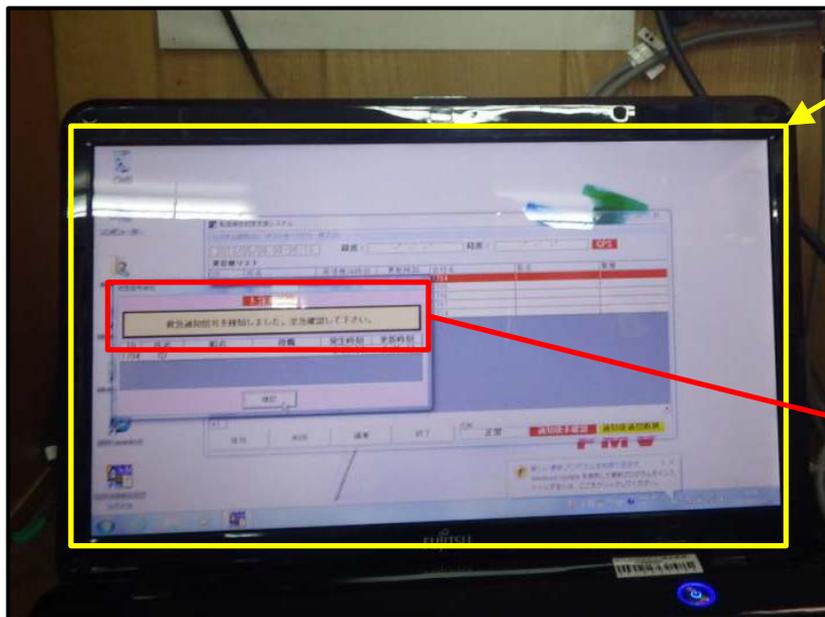
注) 救急発信機は、水没しないよう胸のポケット以上の部分に装着、万一転落時は押しボタンを押して確実にする



作業船転落事故救急支援システムの基本系統図

- ・ 転落センサにIDナンバを付与し、作業員と対応させ、転落者をパソコンで識別可能。
- ・ 受信機は1グループ最大4台まで設置可能で、大型船舶でも受信範囲の調整が可能。
- ・ オプションでネットワーク接続を行うことで、陸上監視室での情報監視も可能。
- ・ 警報器/サイレンとの連動が可能で、救急信号受信の際には即情報の発信が可能。(オプション)
- ・ 機器間の通信には特定省電力無線を利用しているため、免許不要で日本全国どこでも利用可能。

「転落事故救援システム」の作動確認



救急通知信号を検知しました。
至急確認して下さい。

作業船 船内規則に「転落事故救援システム」の装着義務を明記

第25吉野号 船内規則

- 規則 1 : 作業中及び作業後も船内にいる間は、転落事故救援システムを身に着ける。
- 規則 2 : 作業終了後、船内に残るメンバーを全員で確認する。(ネーム板使用)
- 規則 3 : 作業時間内、船上ではライフジャケット及びヘルメットを着用する。
- 規則 4 : 扉は開けたら必ず閉める。
- 規則 5 : 不用意に舷側に近づかない。
- 規則 6 : 作業時間外、甲板上へ出ないこと。
(但し、ワッチは2名以上で行う事を条件で甲板上へ出る事を認める。)
- 規則 7 : 決められた場所以外で喫煙しない。
(煙草の吸殻は吸殻収集缶に収集し直接ゴミ箱に捨てない！)
(火の使用後、火の使用者及び火元責任者は残火がないか確認する！)
- 規則 8 : 食事は、決められた時間、及び場所とする。
- 規則 9 : 作業にさしつかえる様な暴飲暴食、及び飲酒をしない。
- 規則 10 : 安全通路を歩く。
- 規則 11 : 工事関係者以外、船内・船室の出入禁止。

第25吉野号船長 船長 森口 浩治

